

検討の背景

2019年4月19日
事務局

インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策

【知財計画2018における対応の方向性】

急激に拡大する権利侵害を食い止めるため、本年4月13日に、知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議において緊急対策が決定されたところ、本年度においては、引き続き厳正な取締りを実施していくとともに、模倣品・海賊版対策の進め方について、民間の取組を支援しつつ、政府一体となって改めて検討を強化していく必要がある。

➤ インターネット上の模倣品・海賊版対策

- インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策について、有識者及び関係府省における検討の場を設け、各権利者、関係事業者等とも連携しつつ、正規版等の流通の在り方を含む模倣品・海賊版対策について、その実態や官民の取組状況を共有するとともに、サイトブロッキングに係る法制度整備や抜本的な模倣品・海賊版対策に係る論点の検討等を含めた、今後の対策の在り方や方向性を総合的に検討する。

(短期、中期) (内閣府、警察庁、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

➤ リーチサイト対策

- リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、関係者の意見を十分に踏まえ検討を行い、速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講じる。(短期) (文部科学省)

➤ 広報啓発

- 模倣品・海賊版を購入しないことはもとより、特に、侵害コンテンツについては、視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む模倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期、中期) (警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)

➤ オンライン広告対策

- オンライン広告対策については、民間の検討体制の運用に対する支援など、具体的な対応を進める。(短期・中期) (経済産業省)

(※重点事項及び継続施策抜粋)

知的財産戦略本部の検討体制

知的財産戦略本部

「知的財産推進計画2018」決定
(2018年6月頃)

「知的財産戦略ビジョン」決定
(2018年6月頃)

検証・評価・企画委員会

○「推進計画2018」素案取りまとめ

産業財産権分野を取り扱う会合
(座長) 渡部 俊也
東京大学政策ビジョン研究センター 教授

○オープンイノベーションに向けた知財マネジメント、地方・中小・農林水産分野における知財活用、知財教育、知財価値の評価及び損害賠償額の適正化等(※)について検討
○11月から5月まで6回開催

コンテンツ分野を取り扱う会合
(座長) 中村 伊知哉
慶應義塾大学大学院
メディアデザイン研究科 教授

○コンテンツの海外展開促進、映画産業振興、デジタルアーカイブの推進、模倣品・海賊版対策等について検討
○11月から5月まで6回開催

※合同会合としても開催
○「推進計画2017」の進捗状況検証、データ・人工知能に関する財システム構築のフォローアップ、推進計画素案取りまとめ等

知的財産戦略ビジョンに関する専門調査会

○「知的財産戦略ビジョン」(仮称)素案の取りまとめ

○2025年—2030年頃を見据えた中長期の社会・産業像、イノベーションの促進に向けた知的財産関連システムの刷新、知財創造教育人材・知財人材育成、クールジャパン資源の再発見・再生産メカニズム等について検討
○12月から4月頃まで6回開催

**知財のビジネス価値評価検討
タスクフォース**
(座長) 渡部 俊也
東京大学政策ビジョン研究センター 教授

**インターネット上の海賊版対策に関する
検討会議(タスクフォース)**
(座長) 中村 伊知哉 慶應義塾大学大学院
メディアデザイン研究科教授
村井 純 慶應義塾大学大学院
政策・メディア研究科委員長

インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（概要）

1. 趣旨

昨今、運営管理者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできないマンガを中心とする巨大海賊版サイトが出現し、著作権者、著作隣接権者又は出版権者の権利が著しく損なわれる事態となっている。これら著作権者等の更なる権利侵害の拡大を食い止めるとともに、安全なインターネット環境を実現するため、従来の対応に加え、新たな対策を緊急に講じるための枠組を検討する。

2. 検討事項

- (1) 正規版流通の更なる拡大によるコンテンツ視聴環境の整備
- (2) 現行法令下での既存の海賊版対策の取組状況の検証及び実効性評価
- (3) 特に悪質な海賊版サイトに対する権利行使を可能とする法制度整備のあり方 等

3. 構成員

（敬称略、五十音順）

有木 節二	（一社）電気通信事業者協会専務理事	野間 省伸	（株）講談社代表取締役社長
石川 和子	（一社）日本動画協会理事長 日本アニメーション（株）代表取締役社長	林 いづみ	弁護士、桜坂法律事務所
上野 達弘	早稲田大学大学院法務研究科教授	福井 健策	弁護士、骨董通り法律事務所
川上 量生	カドカワ（株）代表取締役社長	堀内 浩規	（一社）日本ケーブルテレビ連盟理事・通信制度部長
後藤 健郎	（一社）コンテンツ海外流通促進機構代表理事	前村 昌紀	（一社）日本ネットワークインフォメーションセンター インターネット推進部部長
穴戸 常寿	東京大学大学院法学政治研究科教授	丸橋 透	（一社）テレコムサービス協会サービス倫理委員長
瀬尾 太一	（一社）日本写真著作権協会常務理事 （公社）日本複製権センター代表理事	（座長）村井 純	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科委員長
立石 聡明	（一社）日本インターネットプロバイダー協会副会長	森 亮二	弁護士、英知法律事務所
（座長）中村伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授	山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長	吉田 奨	（一社）インターネットコンテンツセーフティ協会理事

2018年6月15日～10月15日 全9回開催

2018年10月30日 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 コンテンツ分野会合(第1回)

○インターネット上の海賊版対策に関する検討会議 (座長) 検討状況報告

【座長メモ(抜粋)】

2018年4月の犯罪対策閣僚会議・知的財産戦略本部による緊急対策の決定を受けて、同6月に、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会の下に、「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」が設置され、権利者、インターネットサービス事業者、学識経験者、法律家などの関係者を一堂に集めて、コンテンツの流通の促進、既存の海賊版対策の検証・評価、アクセス遮断の法制度化も含めた総合的対策について、短期間に9回にわたる集中的な議論を行った。

その結果、著作権教育・意識啓発、海賊版対策に資する出版業界・通信業界における環境整備、海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制、フィルタリングの強化等、関係者が民間主導で連携して取り組むべき対策のほか、関係省庁の連携等によるリーチサイト規制の法制化、著作権を侵害する静止画(書籍)ダウンロードの違法化の検討等、様々な側面から直ちに切り掛かることが必要な内容について、共通の認識が得られた。しかし、いわゆるブロッキングに関する法制度整備について、議論をまとめることはできなかった。(中略)

今後、権利者、インターネット関係事業者、関係省庁等が連携して、海賊版の撲滅に向けて取り組んでいくことを心より期待する。

○正規版流通の環境整備に加えて、海賊版サイトに対して緊急に対応することができるようにするため、著作権教育・意識啓発、海賊版対策に資する出版業界・通信業界における環境整備、海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制、フィルタリングの強化等について、関係者が民間主導で連携して直ちに切り掛かり、これを関係省庁が連携して支援する。

○さらに、関係省庁の連携も推進し、リーチサイト規制の法制化や、著作権を侵害する静止画(書籍)のダウンロードの違法化の検討を進め、加えて、様々な側面から必要な制度設計の検討を進める。

○我が国の重要な電子コンテンツである漫画とアニメーションの海賊版サイトの課題を迅速・適切に解決するため、本検討会議で議論された内容について、継続・発展的な議論ができる適切な環境を引き続き整備する。

○以上の措置を進め、その効果を検証すべきである。

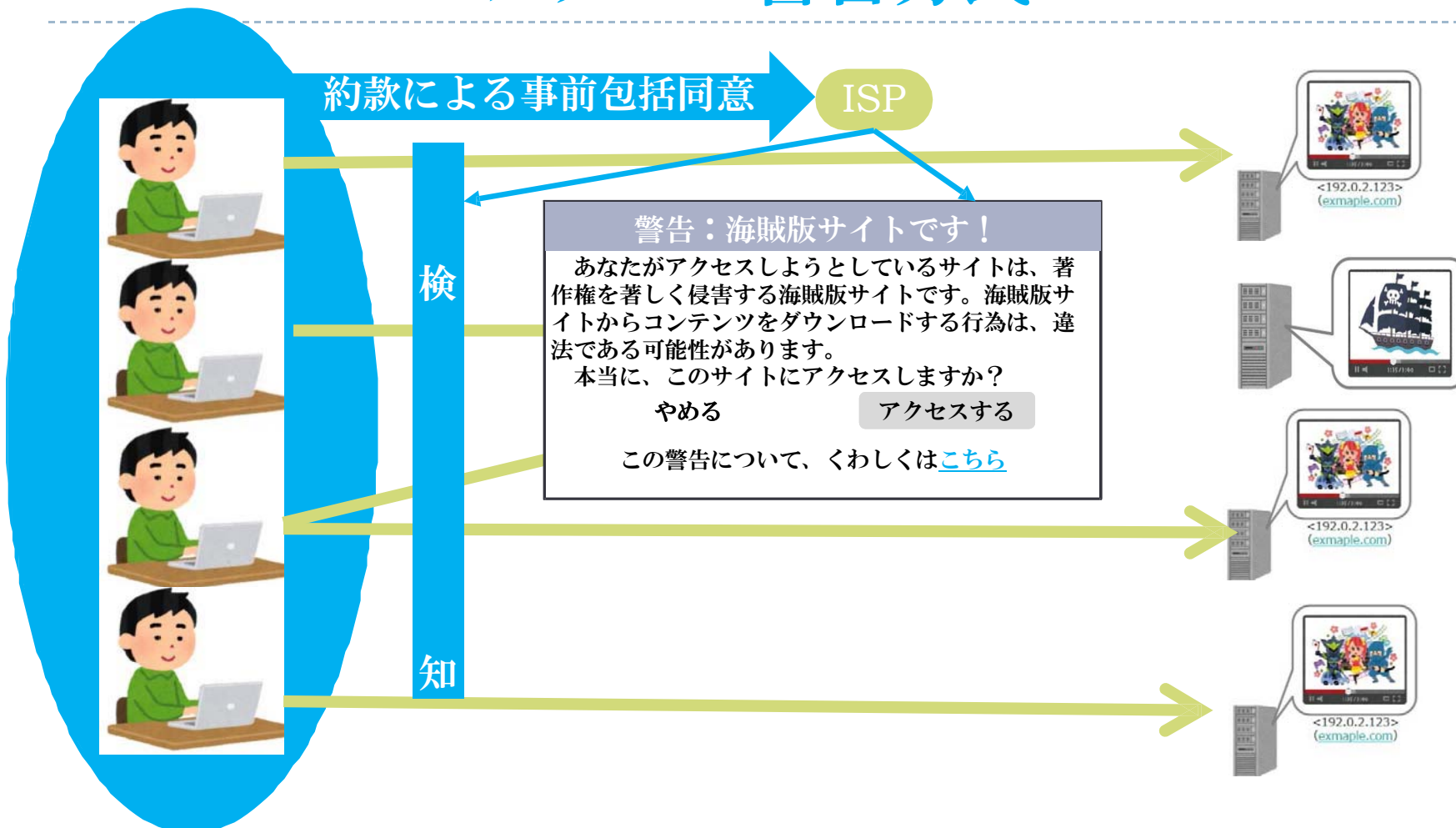
○ブロッキングに関する法制度整備については、意見がまとまらなかった。

インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー(案)

「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」等の議論を踏まえ、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、以下に掲げる対策を段階的に実施する。



アクセス警告方式



約款（事前包括同意）によりアクセスを検知、海賊版サイトへのアクセスに警告表示
→「真性の同意」を根拠に上記の限りで通信の秘密の知得・窃用を認めるもの

「真性の同意」 成立の条件

① 一般的・典型的に見て通常の利用者による許諾が想定できる？

① 基準策定・適用等を行う、権利者・通信事業者等が参画した団体

約款による事前包括同意

ISP

検

知



警告：海賊版サイトです！

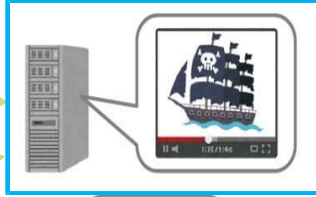
あなたがアクセスしようとしているサイトは、著作権を著しく侵害する海賊版サイトです。海賊版サイトからコンテンツをダウンロードする行為は、違法である可能性があります。

本当に、このサイトにアクセスしますか？

この警告について、くわしくは[こちら](#)

① 海賊版に対する社会的意識、前提となる環境整備（静止画 DL違法化等）に依存

※他のサービス提供の条件は同一



- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）は、衆議院青少年特別委員会の委員長提案により提出され、2008年6月に成立（2009年4月施行）し、2017年6月に改正法が成立（2018年2月施行）。

基本理念

- 青少年によるインターネットを適切に活用する能力の習得
- 青少年によるフィルタリング利用の推進等
- 民間主導（国はこれを支援）

フィルタリング利用の推進等に関する通信事業者等に係る主な規律

- 携帯電話事業者に対して、契約者又は携帯電話端末等の使用者が青少年（18歳未満）の場合、（保護者が利用しない旨を申し出た場合を除き）フィルタリングサービスの利用を条件として、通信サービスを提供することを義務付け
- 携帯電話事業者及び代理店に対して、新規・変更契約時に下記を義務付け

青少年確認

契約締結者又は携帯電話端末等の使用者が18歳未満か確認

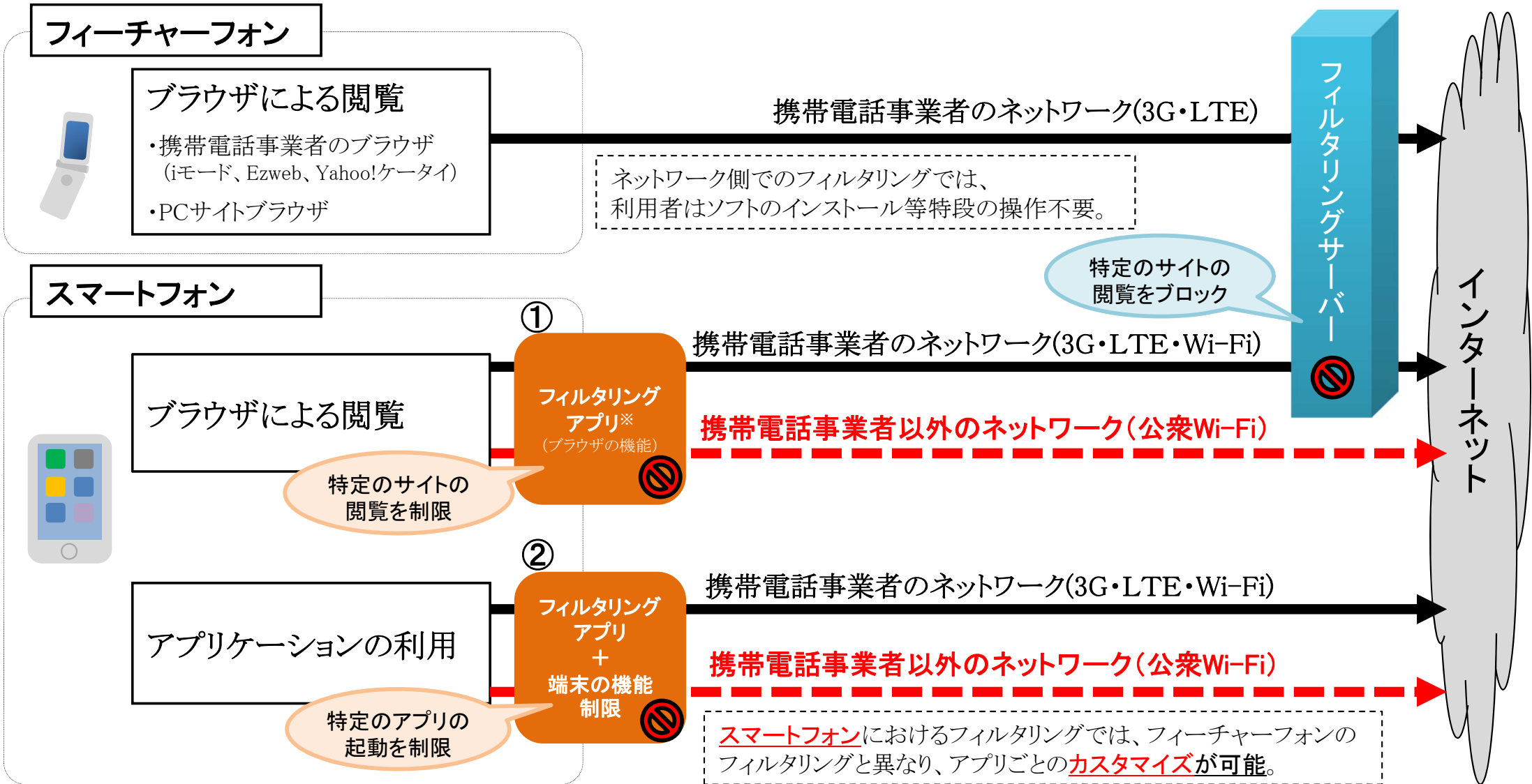
フィルタリング説明

①青少年有害情報を読覧するおそれ、②フィルタリングの必要性・内容を保護者又は青少年に対し説明

フィルタリング有効化措置

契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングの設定を行う。（保護者が希望しない旨を申し出た場合を除く）

スマートフォンでは、①無線LANを通じてインターネットにアクセスするときや②アプリケーションを利用するときには、従来のフィーチャーフォンにおけるネットワークのフィルタリングでは十分に機能しないため、フィルタリングアプリや端末の機能制限の設定が必要。



※ 端末の機能制限により、標準搭載されたブラウザでの閲覧を制限する場合もある。